

○津山圏域資源循環施設組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例（平成27年津山圏域資源循環施設組合条例第3号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合の職員（条例第2条第2項の職員を除く。以下「職員」という。）の期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する事項については、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年津山市規則第4号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。